



富都第 241 号
平成 23 年 3 月 4 日

財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター 本所 御中

富士宮市長 小室 直義
(都市整備部・都市計画課)



都市計画法第 53 条第 1 項の許可に関する取扱 (基準) について

日頃は当市の都市計画行政にご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、都市計画施設の区域内等における建築行為に対しては、法に基づき許可が必要となっておりますが、この許可基準については、先に実施した都市計画道路の必要性再検証（平成 22 年 9 月再検証結果公表）と併せて見直しを行った結果、別紙取扱基準のとおり、一定の要件を満たした区域等において許可基準を緩和することといたしました。

なお、平成 23 年 4 月 1 日より施行いたしますので、ご連絡申し上げます。

記

1 許可基準緩和の概要

| | 旧基準 | 新基準 |
|-----|--------------------------------|--------------------------------|
| 階 数 | <u>2</u> 以下 | <u>3</u> 以下 (近い将来事業予定がない場合に限る) |
| 地 階 | 有しない | 変更なし |
| 構 造 | 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類するもの | 変更なし |

許可基準の詳細については、送付資料をご覧ください。

2 送付資料

- ・都市計画法第 53 条第 1 項の許可に関する取扱基準
- ・富士宮市都市計画道路整備プログラム
- ・周知用リーフレット

上記資料は、市 (都市計画課・都市整備課) ホームページにも掲載します。23.3.7

受付
(財) 静岡県建築住宅
まちづくりセンター

担当：都市計画課 計画係 高橋
電話：0544-22-1166

都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の建築の許可について、法第54条の規定によるもののほか、市長が許可を行うことができる場合について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の例による。

(許可の方針)

第3条 市長は、法第53条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該建築物が次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるときは、その許可を行うことができる。

- (1) 当該区域における事業実施が近い将来予定されていないこと（都市計画道路にあっては、富士宮市都市計画道路整備プログラムにおける長期に着手を予定する路線（区間）であり、かつ、道路事業による交差点改良及び歩道設置等が予定されていない区間であること。）。
- (2) 市街地開発事業の支障とならないこと。
- (3) 階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- (4) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

都市計画法第53条の許可基準の緩和

～～近い将来事業が予定されていない区域（路線）において、
木造等の3階建てが建てられるようになりました～～

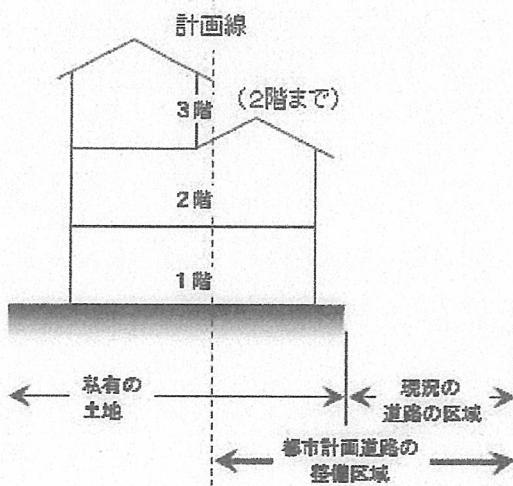
都市計画施設（道路等）の区域内、または市街地開発事業の施行区域内に建築物を建築しようとする場合、都市計画法第53条第1項に基づく許可が必要となります。

これまで、許可対象の建築物は、同法第54条により木造等の2階建てまで（地階なし）となっていましたが、平成23年4月1日から、近い将来事業が予定されていない区域（路線）において、同構造の3階建て（地階なし）

※許可基準の詳細については、取扱基準をご確認いただけますか、都市計画課までお問い合わせください

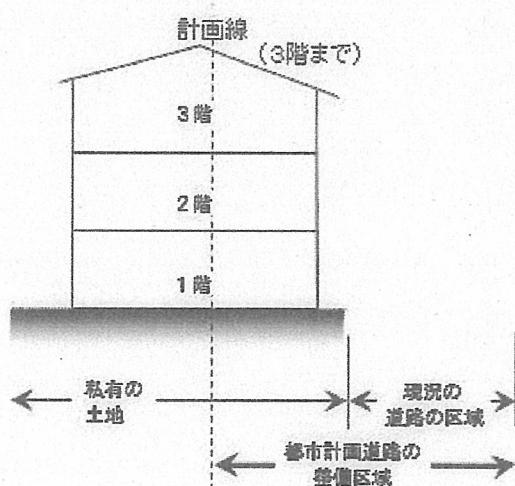
旧基準
平成23年3月31日まで

階数：2以下
地階：有しないこと
構造：木造、鉄骨造、コンクリートブロック造
その他これらに類するもの



新基準
平成23年4月1日から

階数：3以下（近い将来事業予定がない場合に限る）
地階：有しないこと
構造：木造、鉄骨造、コンクリートブロック造
その他これらに類するもの



問合せ先

富士宮市役所 都市整備部 都市計画課

Tel 0544-22-1166 E-mail toshi@city.fujinomiya.shizuoka.jp